

## 西欧中世初期における三圃制度をめぐって2 : 所領 明細帳の分析から

森本, 芳樹

<https://doi.org/10.15017/4493064>

---

出版情報 : 経済学研究. 59 (1/2), pp.1-16, 1993-12-10. 九州大学経済学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 西欧中世初期における三圃制度をめぐって（II）

——所領明細帳の分析から——

森 本 芳 樹

## 目 次

- I 中世初期の三圃制度に関する近年の研究動向
- II 問題点の検出 —ワイセンブルク明細帳の分析—
- III 複層性の利用—サン・レミ明細帳とロップ明細帳の例—（以上、第58巻第6号）

## IV 定地賦役と三圃制度

——サン・ジェルマン明細帳とサン・レミ明細帳の例——

所領明細帳での定地賦役とそれに類似の賦役労働に関する記載を検討して、そこから「三圃制度」の普及過程を追跡するために、ここではカロリング期の有力な二つの明細帳を取り上げることになしたい。

まず、パリのサン・ジェルマン・デ・プレ修道院で820年代に作成された所領明細帳は、作成当時の院長の名前をとって『イルミノン明細帳』*Polyptyque d' Irminon* とも呼ばれ<sup>80)</sup>、カロリング期所領明細帳を大規模で統一的な記録とする、伝統的なイメージを体現してきた。しかし最近ではこの所領明細帳についても、書式の少し

- IV 定地賦役と三圃制度——サン・ジェルマン明細帳とサン・レミ明細帳の例——（以下、本号）
- V 他の所領明細帳の検討
- VI 結論

つ違う多数の小規模な台帳の集成であることが注意されている<sup>81)</sup>。ただしこの史料の場合での複層性は、所領管理機関の複数の水準で比較的近い時点に作成された、多少とも異なった形態のいくつかの記録が入り込んでいる点で捉えられており、年代諸層の併存が検出されているのではない。従って以下の分析も、ほぼ820年代という一つの時期に関わるものとして、進められることになる。

サン・ジェルマン明細帳では、各章の冒頭近くにある標準的なマンスからの負担範例の中で、ほぼ必ず《arare》の義務が登場する。そこでは、『冬穀畑で4ペルティカ、夏穀畑で2ペルティカを耕作する』《Arat ad hibernaticum perticas IIII, ad tremissem perticas II》<sup>82)</sup>として、冬穀用の賦役労働を夏穀用のその2倍とするのを最も頻繁な場合として、耕作すべき冬穀畑

80) B. Guérard (ed.), *Polyptyque d' Irminon ou dénombrement des manses, des serfs et des revenus de l'abbaye de Saint-Germain-des-Prés sous le règne de Charlemagne*, 2 vol., Paris 1844 ; A. Longnon (ed.), *Polyptyque de l'abbaye de Saint-Germain-des-Prés rédigé au temps de l'abbé Irminon*, 2 vol., Paris 1886-1895. なお、本稿でのこの史料からの引用は、これら二つの版で共通の章と項目の番号によって、*Pol. d' Irm.*, I-1のように示す。

81) J. -P. Devroey, *Problèmes de critique autour du polyptyque de l'abbaye de Saint-Germain-des-Prés*, in H. Atsma (ed.), *La Neustrie. Le pays au nord de la Loire de 650 à 850*, I, Paris 1989, pp. 441-465.

82) *Pol. d' Irm.*, II-2.

と夏穀畑の面積比が2:1の上下に離れることはかなりあっても、殆ど例外なしに賦役労働の対象となる冬穀畑を夏穀畑より広く指示している。この義務について、この史料の編者ゲラルは犁耕を内容とすると考えた上で、やはり同じ史料で《arare》と並んで規則的に登場する《curvada》と対比しつつ、その実行方式を次のように規定した。すなわち、《curvada》も内容的には同じく犁耕であるが、それを賦課されている農民が集合させられて共同に労働するのに対して、《arare》では農民は自分に都合な時を選んで、個別的に労働するというのである<sup>83)</sup>。こうして、すでに19世紀のこの碩学が、《arare》を農民の自立性をよりよく生かしている賦役労働だとしていたのであるが、それをさらに進めたのがペランであった。すなわち、研究史上殆ど唯一の定地賦役をテーマとするその論文の中で、サン・ジェルマン領の《arare》義務を、領主直領地の特定区域で実行される定地賦役だとしたのである。農民の自立性を最もよく反映したこの賦役形態についての深い知識に支えられたペランは、この所領明細帳の中で、《arare》が《facere》というより一般的な動詞で置き換えられることが多い点、葡萄畑にも《facere》で示される同類の義務がある点、さらに、この義務が名詞によって指示される場合には、《riga》、《ancinga》、《pertica》というような、土地面積の単位としても賦役労働の単位としても用いられ、他の史料では定地賦役であることがしばしば明白な語が使われている点、こうした根拠を挙げている<sup>84)</sup>。私もペランのこの見解をとって、

ここでは《arare》を耕作という広い意味に理解するが、『完全リガ』《riga integra》とか『二分の一アンキング』《dimidia ancinga》というような表現<sup>85)</sup>からも明らかなように、この義務が量的な標準化の対象となっている点も、それが定地賦役であったとの理解に適合的なのである。

ところで、サン・ジェルマン明細帳での定地賦役規定は、殆どすべてが上に引用した簡潔な書式によっており、農業労働についての細かい指示が全くと言ってよいほど欠けている。例えばこの巨大な史料の中で、《arare》義務が播種を含むとされているのは、僅かに2カ所だけである<sup>86)</sup>。従って、この書式が冬穀と夏穀による輪作を前提としていることは確実だとしても、その具体的なあり方を探るのは困難なのである。ただ所領 Bussy を記載する章で、2度にわたって貴重な文言が見いだされる。まず標準的な保有地からの負担モデルでは、『冬穀畑で4ペルティカ、夏穀畑で4ペルティカ、荒起こしするために4ペルティカを耕作する』《Arant ad hibernaticum perticas IIII et ad tramisum IIII, ad proscendum IIII》<sup>87)</sup>とあって、休閑期の末に行われる、やがて冬穀を播種するはずの耕地での犁耕を、明瞭にこの義務の中に含めている。さらに、このモデルをある保有地に適用する際に、『三つの耕地区域を通じて3ペルティカを耕作する』《Arat inter tres sationes perticas III》と、簡潔ながら意味深い表現が現れる<sup>88)</sup>。これらの文言にあっては、冬穀畑と夏穀畑と並んで休閑されるもう一つの耕地区域があること、及びそこでも犁耕が行われることが明確となっており、さらに、各農民に要求される賦役労働の量

83) Guérard, *op. cit.* (前注, 80), I, *Prolégomènes*, pp. 637-642.

84) Ch. -Ed. Perrin, De la condition des terres dites 《ancingae》, in *Mélanges d'histoire du Moyen Age F. Lot*, Paris 1925, pp. 625-634.

85) *Pol. d' Irm.*, IX-153, XIII-98 etc.

86) *Ibid.*, XIX-4, XIX-7.

87) *Ibid.*, XIII-1.

88) *Ibid.*, XIII-14.

がそれぞれの耕地区域での必要に応じているとすれば、これらの耕地区域の面積が互いに等しいことも含意されているのである。従って、十分に発達した三年輪作に伴う賦役労働の形態が、ここに示されていると言えよう。

9世紀初頭サン・ジェルマン領での三圃制度の発達度合を測るには、《arare》義務が夏穀畑よりも冬穀畑で系統的に多く要求されており、従って、一見したところでは両者の均衡が達成されていないという事実を、いかに理解するかに関心がかかっており、それはまた、これら2カ所での文言の地位の解釈によっている。ペランはこれら文言を所領 Bussy に例外的に存在した事実によるとして、他の諸所領では三年輪作がなお未発達であったからこそ、定地賦役にも不均衡が見られたと考える。すなわち、9世紀初頭のサン・ジェルマン領ではなお冬穀栽培が優位にあって、領主直領地でも冬穀畑が夏穀畑より大きかったので、定地賦役も前者でずっと多く要求されたというのである。ペランはさらに、こうした状況のもとでは農民への割当地の配分替えが絶えず必要となって、領主直領地の特定地片の個別農民との永続的な結びつきが成熟せず、定地賦役そのものもまだ完成した形を取ることができなかつたと指摘する<sup>89)</sup>。これに対してヒルデブランドは、この章での文言は他の諸章で用いられている書式を、内容に及んでやや詳しくしたものだと考える。それによれば、三つの耕地区域の均衡と休閑地の犁耕という発達した三年輪作は、サン・ジェルマン領全体で行われていたが、休閑地の犁耕とは結局のところ冬穀播種の準備であるから、冬穀畑の耕作の中に含まれるのも自然であり、冬穀畑4

ペルティカに対する夏穀畑2ペルティカという書式は、そこから生じたのだとする<sup>90)</sup>。ここでは、西欧中世初期における三年輪作の未確立というその見解に、ヒルデブランドがサン・ジェルマン領を例外としていること、その点では、三圃制度をいち早く成立させた西南ドイツに対して、北フランスではそれがずっと遅れているとしていたシュレーダー・レンプケ<sup>91)</sup>への、批判となっていることに注意しておこう。また、サン・ジェルマン明細帳の文言解釈をめぐるヒルデブランドの見解には、デュビイによる先蹤<sup>92)</sup>があり、その上最近ではヘーゲルマンが、自ら新版を出したサン・モール・デ・フォッセ修道院の所領明細帳の分析において、そこに頻りに登場する《arare》義務についての書式の同様な理解から、この修道院領では所領明細帳作成時点(870年直前)に発達した三年輪作が行われていた、と論じている<sup>93)</sup>ことも指摘しておこう。

ところで、こうした見解の相違に史料文言の次元だけで決着をつけることは、現在では不可能であるから、ここではその点をひとまずおいて、サン・ジェルマン明細帳の定地賦役以外の記載から、冬穀と夏穀との関係を探ってみよう。まず領主直領地面積のこの史料での登録は、やはり種子量のモディウス数による表示によっている。そして、種子の穀物種類が明示される場合には、その大部分は冬穀であり、最初の記載例に『ここに耕地が畑6枚あり、それらは287ブ

90) Hildebrandt, *Historische Feldsysteme* (前注, 10), pp. 119. ただしヒルデブランドにとっては、《arare》の義務はここでも犁耕賦役であって、定地賦役と理解されているわけではない。

91) Schröder-Lembke, art. cit. (前注, 12・13).

92) Duby, *op. cit.* (前注, 20), p. 81, n. 38.

93) D. Hägermann/ A. Hedwig (ed.), *Das Polyptychon und die notitia de areis von Saint-Maur-des-Fossés. Analyse und Edition*, Sigmaringen 1990, p. 73, n. 418.

89) Perrin, art. cit. (前注, 84), pp. 629-630.

ナリウムあって、そこに小麦800モディウスが播種されうる』《Habent ibi de terra arabili culturas VI, quae habent bunuaria CCLXXXVII, ubi possunt seminari de frumento modios MCCC》<sup>94)</sup>とあるように、中でも小麦が多くて、ライ麦がそれに次ぐ。燕麦が言及される場合もあるが、極めて少ない<sup>95)</sup>。ついで農民からの穀物給付を見ると、ここでも標準的な保有地からの実質的な穀物貢租がないため、その言及は数所領に留まっているが、それも冬穀中心であり、大半はスペルトによっている<sup>96)</sup>。水車からの給付は『穀物』、『混合穀物』とされることが多いが、穀物種類が特定されるとそれは小麦である<sup>97)</sup>。すでに触れたように、領主直領地の面積表示に用いられる穀物種類が、そこで排他的に栽培されていたという保証はないし、貢租として要求される穀物種類が、必ずしも農民保有地で栽培されている穀物を万遍なく代表していたとは限らない。しかしながら、サン・ジェルマン明細帳という極めて現実感覚に富んだ史料の中で、領主直領地の面積表示にも穀物貢租の量規定にも、これほど圧倒的に冬穀が用いられていたという事実は、いずれの土地においても冬穀の栽培が夏穀のそれに優越していたことを、やはり示してくれるとしてよかろう。

このように見てくると、定地賦役規定の理解において、ペランとヒルデブランドのいずれの見解に従おうとも、サン・ジェルマン領の領主直領地においては、定地賦役によって耕作されている耕地区域は、三年輪作の完成度において、他の耕地区域よりずっと進んでいたということ

になる。前者で冬穀畑と夏穀畑とが等しい面積である場合にはもちろんのこと、冬穀畑がたとえ夏穀畑の2倍の広さであっても、領主直領地の他の部分と農民保有地とでの冬穀の圧倒的とも言える優位は、定地賦役地における冬穀と夏穀とのより大きな均衡を確認させ、そこから、ここで三年輪作がより進んでいたことを結論させるのである。もちろん、定地賦役地では完全な三年輪作が行われるのに、他の耕地区域では夏穀の進出が殆ど認められないとするのは、あまりに不自然であるから、定地賦役規定の理解においてはペラン説をとるのがよいと私には思われるが、この点は現在の論議でそれほど重要ではない。むしろ、サン・ジェルマン明細帳の検討から、9世紀初頭のサン・ジェルマン領での冬穀の優越と、その中で定地賦役地での夏穀の進出と三年輪作の方向への顕著な進歩を、結論することが肝要なのである。

定地賦役についての記載が体系的なもう一つの所領明細帳は、サン・レミ修道院のそれであるが、そのマンス保有農民への標準的な負担規定の最初のものから、定地賦役に関する部分を引用することから始めよう。『冬穀畑で、縦40ペルティカ、横4ペルティカを含む1マップを耕作する。夏穀畑でも同様に』《arat ad hibernaticam sationem mappam I continentem, in longitudine perticas XL, in latitudine perticas IIII, ad estuaticam similiter》<sup>98)</sup>。こうした規定は、年代層の相違に関係なく規則的に繰り返されており、カロリング期サン・レミ領の農民の圧倒的な多数が、《arare》を義務づけられていたことになる。そしてこの所領明細帳でも、

94) *Pol. d' Irm.*, II-1  
 95) *Ibid.*, IX-278, XI-1.  
 96) *Ibid.*, IX-4 etc.  
 97) *Ibid.*, XVI-1 etc.

98) Devroey, *Le polyptyque de Saint-Remi* (前注, 51), pp. 3-4.

同じ義務が《facere》というより広い意味の動詞で指示されることがあり、またマップが土地面積としてのみでなく、量的に標準化されたこの賦役労働そのものを指す——これら二つを簡潔に結び付けたのが、《facit mappam I》<sup>99)</sup>——ことからして、ここでの《arare》を耕作という広い意味に解し、この義務を定地賦役とすることに、格別の問題はない。

ここに引用した書式は、『同様に』という所領明細帳で多用される副詞を用いて、定地賦役の対象となる領主直領地の面積が、冬穀畑と夏穀畑について同一であることを含意している。この史料では個々の農民の定地賦役義務が、『縦横で上述の通りを持つ1マップを冬穀畑で耕作する』《arant ad hibernaticam sationem mappam I, habentem in longum et in transversum ut supra》<sup>100)</sup>のように、冬穀畑あるいは夏穀畑のいずれかに限られることが時にはあっても、それが両者を対象とする場合に、それぞれの面積が明示的に異なることは1度しかない<sup>101)</sup>。その上、『同様に』との書式が用いられないと、大抵の場合には、典型的には『年にそれぞれ縦40ペルティカ、横4ペルティカを持つ2マップをなす』《facit in anno mappas II, habens unaquaque in longitudine perticas XL, in latitudine III》<sup>102)</sup>というように、両者をそれぞれ面積が同じだとして一括する、より短い書式が使われているからである。確かにこの所領明細帳には休閒地の直接の言及はないものの、サン・レミ領

の定地賦役地では冬穀畑と夏穀畑との面積が等しく、均衡のとれた三年輪作が行われていたとしてよい。

サン・レミ明細帳の大きな利点は、定地賦役の対象として個々の農民に割り当てられた土地を、縦横の長さを挙げつつ描写していることである。一番多いのは40ペルティカと4ペルティカであり、これだけなら、前述の『バイエルン部族法典』の場合にもその可能性があったように、地条の形状とは関係のない標準的な面積表示でもありえよう。しかしながらこの史料では、各章の先頭に置かれた範例となる負担規定で、地条の縦横を毎回記しており、しかも縦は40ペルティカから100ペルティカまで、横は3ペルティカから7ペルティカまでと、各章について数値の変動が多い。従って、サン・レミ領の定地賦役地が、平均すれば縦が横の10倍くらいに当たると、帯形地条となっていたことは間違いない。もちろん、定地賦役地を三圃制度での耕地区域に近いものと考えうるためには、こうして個々の割当地の帯形地条という形態を明らかにするだけでなく、それらが地誌的に一定のまとまりをなしていることを、証明せねばならない。さらに厳密には、それらを対象としている耕作強制の検出が望ましいが、中世初期については史料的に全く不可能であろうから、ともかく帯形地条の地誌的集合が実証できれば、それで満足してよかろう。しかしながら、これも極めて微妙な作業なのである。ペランは定地賦役地の一定区域集合を肯定的に考えているが、中世初期については、その定地賦役に関する論文の主たる素材となったサン・ジェルマン明細帳から、『定地賦役地において12ペルティカを耕作する』《arant perticas XII in antsingas》<sup>103)</sup>という文言を引用しているに留まる<sup>104)</sup>。しかしペラ

99) *Ibid.*, p. 35 etc.

100) *Ibid.*, p. 69.

101) 『冬穀畑で、長さ40ペルティカ、幅7ペルティカの2マップを耕作する。夏穀畑で1マップ』《arant ad hibernaticam sationem, mappas II in longum perticas XL, in latum VII ; aestiuaticam sationem, mappam I》. *Ibid.*, p. 34.

102) *Ibid.*, p. 6.

ンは、その論文の終わりの部分で中世後期の村域をも検討しており、ここでは農民保有地の一部で、ansanges という地名からしてかつての定地賦役地から由来するのが確実な畑が、一定の場所で「区域」quartiers をなしていると指摘しており<sup>105)</sup>、そこから中世初期での定地賦役地の地誌的集合を信じていたのであろう。

この問題について、サン・レミ明細帳に直接の証言はないが、次の事実からして、この史料の各章冒頭で《cultura》、《campus》、《auergaria》という地目をもって記載され、領主直領地の主要部分をなしていた畑からは、定地賦役地が区別されていたと考えてよいようである。すなわち、この所領明細帳では10所領について、それぞれの章の先頭で領主直領地の面積を、前述のように種子の量によるのみではなく、面積単位としてのマップの数でも与えている。これらの場合にはこの面積と、同じ章での定地賦役規定と保有農民数とから計算できる定地賦役地の総面積とを、対比してみることができる。その結果は、いずれも後者は前者の20%以上であり、半分以上の所領については50%を越える<sup>106)</sup>。定地賦役以外にも大半の農民に賦課されている、重い賦役労働が充用されるべき広い畑が、存在したはずであることを考慮しただけですでに、これは極端に高い数字であると言えよう。さらに、所領 Muizon に当てられた章<sup>107)</sup>では、当初に11枚の畑から成る21マップの領主直領地を記載した後に、1マンス当たり冬穀畑1

マップ、夏穀畑1マップの定地賦役を7マンスに課している。従って、休閒地1マップを加えた3マップの定地賦役地が各マンスに割り当てられていることになり、その総計が22マップ½となって上記の領主直領地を上回ってしまうのである。こうしてみると、この所領明細帳で賦課されている定地賦役の割当地は、通例の領主直領地から割り出されているのではなく、それ自体が区別された耕地区域をなしていたと考えてよいであろう。この点で、たった1カ所ではあるが、『垣根の中で、それぞれ幅6ペルティカ、長さ50ペルティカの4マップをなす』《in sepe facit mappas IIII per perticas VI in latus et L in longum》<sup>108)</sup>と、定地賦役地が囲い込まれた区域であったことを示唆する表現のあることにも、注意しておこう<sup>109)</sup>。

このようにして、サン・レミ明細帳が規定している定地賦役は、帯形地条から成る耕地区域を舞台に、冬穀と夏穀との間の均衡のとれた三年輪作として実行されていたと考えることができる。そして定地賦役地でのこの三圃制度が、サン・レミ領での他の耕地と比べて格段に早熟的であったことは、サン・ジェルマン領の場合と同様である。すなわち、少なくともこの史料の最古の年代層が作成された9世紀の前半には、

103) *Pol. d'Irm.*, XIII-77.

104) Perrin, art. cit. (前注, 84), p. 628.

105) *Ibid.*, pp. 636-640.

106) 森本「定地賦役考」(前注, 43), 11-12頁。ただしこの引用箇所での論旨は、定地賦役地が通例の領主直領地の大きな部分を占めていたというにあり、本稿では理解の仕方を改めた。

107) Devroye, *Le polyptyque de Saint-Remi* (前注, 51), p. 5.

108) *Ibid.*, p. 82.

109) なおガンスホーフは、サン・ベルタン明細帳の分析の中で、ある章に記載されている定地賦役地が、同じ章の領主直領地に含まれていないとして、ここで想定したサン・レミ領と同じ状況を考えている。F. -L. Ganshof (ed.), *Le polyptyque de l'abbaye de Saint-Bertin (844-859). Edition critique et commentaire*, Paris 1975, pp. 36, 68. ただし、サン・ジェルマン明細帳には、『犁耕賦役地と定地賦役地とを通じて、領主直領地に肥料を運ぶ』《Inter curvadas et rigas, trahunt fimum in cultura dominicata》(*Pol. d'Irm.*, XI-1) という文言があって、この史料では領主直領地一般を構成している《cultura》と呼ばれる大地片から、定地賦役地が割り出されていたことを示唆している。

前述のように領主直領地でも農民保有地でも冬穀栽培が圧倒的に優勢だったのであり、同じ層での定地賦役規定での整った三年輪作とは対照的である<sup>110)</sup>。第2年代層に当たる9世紀末-10世紀初頭となって、サン・レミ領では三年輪作

が普及しており、そこで初めて定地賦役地の進歩的な地位が解消したと思われる。

## V 他の所領明細帳の検討

これまでには、三圃制度についての重要な問題点を引き出すことができる、いくつかの所領明細帳を分析してきた。本章では、そこで得られた所見に照らしながら、カロリング期ロワール・ライン間地域の他の所領明細帳をより簡潔に検討して、本稿の主題に関わるそれぞれの史料的价值を明らかにするとともに、前章までに析出した以外にも、注目に値する問題点がないかを考えてみたい。

所領明細帳の中には、三圃制度についての情報を殆ど与えてくれないものもある。まず、9世紀初頭の作成にかかるシュタフェルゼー修道院所領明細帳<sup>111)</sup>がそれで、領主屋敷での貯蔵、水車からの給付、及び自由人マンスからの貢租の対象となる穀物を、《annona》という一般的な用語で示しており、また定地賦役規定でも、『毎年2ユルナリスを耕作し、播種し、庫納する』《arat annis singulis iurnales II, seminat et introducitur》<sup>112)</sup>というように、穀物の種類に無関心な記載方法が採用されている。大規模保有地の記載によって、古典荘園制の動向をめぐる議論において独特な史料的价值を示した、9世紀中葉のサン・ベルタン明細帳<sup>113)</sup>の場合も、穀物

110) 定地賦役地以外の領主直領地での三年輪作については、《corvada》、《corrogata》などと呼ばれる犁耕賦役の行われていた土地について、ある程度の情報がある。すなわちサン・レミ明細帳では、小規模保有地である《accola》などの場合を除いて、常に定地賦役規定に《corvada》の規定が続いている。大抵の例では後者の回数のみが言及されており、例えば、先に引用した最初の負担規定(前注, 98)では、定地賦役規定の直後に『犁耕賦役を9回する』《facit corrogatas VIII》とある。しかし数回はこれに収穫と庫納の義務が伴っており、『冬穀畑で、縦100ペルティカ、横4ペルティカを耕作する。夏穀畑と同様に。犁耕賦役4。自らこれらすべてを集める』《arant, hibernatica satione, perticas longitudine C, latitudine IIII, aestiua vero satione similiter; conrogatas IIII et ipsi colligunt haec omnia》(Devroey, *Le polyptyque de Saint-Remi*, p.16)という規定が、典型的な例である。こうした点から、犁耕賦役と定地賦役とがかなり近い性格のものだったと思われるが、それだけでなく、前者も三年輪作の中で用いられていたと考えさせられる言及がある。まず、30数箇所での犁耕賦役規定のうちで、4箇所(*Ibid.*, pp. 9, 47, 57, 59)まではその回数の指示が定地賦役規定の中に割り込んでおり、まず冬穀畑での定地賦役が定められ、ついでそこでの犁耕賦役の回数が言及された上で、『夏穀畑でも同様に』と記されている。こうした場合には、犁耕賦役についても定地賦役と同様に、冬穀畑と夏穀畑での労働量が等しいとされていることになる。さらに、犁耕賦役の回数は3の倍数とされていることが極めて多いが、『年に犁耕賦役を9回する』《facit in anno corrogatas VIII》(*Ibid.*, p.5)というように、それが冬穀畑と夏穀畑の両者のみならず、おそらく休閑地をも場とする規定である場合には、その殆どが3の倍数となるのに対して、冬穀畑のみについての回数が定められる上述の4箇所では、ただ1度だけ3の倍数となっている。おそらく後者の場合も、夏穀畑と休閑地とでの回数を加えて年間全体の規定とすれば、3の倍数となるのであろう。従って、犁耕賦役回数の大多数が3の倍数であるという事実は、それが三年輪作の中で充用されていたことを意味する可能性が大きい。このように見てくると、サン・レミ修道院の領主直領地のうち、定地賦役地のみでなく、犁耕賦役の行われた畑も三年輪作の対象となっていたことになり、前者が三圃制度において早熟であったとする本文での議論には、限定が必要ということになる。この問題については検討すべき点がおおいが、いづれにせよ、領主直領地の耕作方法と地誌的構成とが一樣でなかったことに、絶えず留意すべきであろう。

111) 『明細帳範例』《Brevium Exempla》の第1部として伝来したこの史料は、最近次の論文によって綿密な分析の対象となった。K.Elmhäuser, *Untersuchungen zum Staffelseer Urbar*, in W. Rösener (ed.), *Strukturen der Grundherrschaft im frühen Mittelalter*, Göttingen 1989, pp. 335-369. 現在利用できる最良の刊本は、C. Brühl (ed.), *Capitulare de villis. Cod. Guelf. 254 Helmst. der Herzog August Bibliothek Wolfenbütel*, Stuttgart 1971, pp. 49-51.

112) *Ibid.*, p.50.

の種類を特定した給付や賦役労働についての記載がなく、デルヴィルがするように、ここに描写されている発達した荘園制のもとでは、完成された三圃制度が行われていたはずだという推測<sup>114)</sup>は可能でも、具体的な議論の材料とはなり難い。領主直轄領とプレカリア地とを対照的な仕方でも記載して、やはり荘園制の構造論に問題を投げかけているモンティエランデル明細帳<sup>115)</sup>(845年直前)も、本稿での利用価値は限られている。それでもこの史料では、領主直領地の面積を《*annona*》のモディウス数で示す際に、『二つの穀物畑を通じて』《*inter duas sationes*》<sup>116)</sup>と記すことが多いのに対して、森林からの給付、水車・かまどからの納付、及び農民からの貢租で穀物種類が特定されれば大麦か燕麦である<sup>117)</sup>。従って、夏穀が優越する農民保有地よりは領主直領地での三年輪作の普及の度合いが高いことを、示唆するだけの材料はある。

これに対して、より小規模な台帳であるのに、三圃制度についての貴重な記載をもっと多く含む場合もある。ヘーゲルマンとヘドヴィックとが、小規模な所領明細帳への関心を喚起すべく新版<sup>118)</sup>を出した、サン・モール・デ・フォッセ

修道院とサン・タマン修道院とのそれが好例である。870年代に作成されたサン・モール明細帳においては、領主直領地の描写は少ないが、それでもある章では播種量を『一つの穀物に当てられた畑について』《*unius sationis*》のモディウス数で示しており<sup>119)</sup>、そこで冬穀と夏穀との輪作が行われたことが確実である。さらに、この史料での定地賦役規定はサン・ジェルマン明細帳の場合と似ており、冬穀畑と夏穀畑についての割当面積を記しているが、これと犁耕賦役との間に有機的な関連があるようで、しばしば《*corbada*》と表示される賦役労働の回数が、続けて記されている。典型的な例は、『冬穀畑で7ペルティカ $\frac{1}{2}$ を、夏穀畑で5ペルティカを耕作する。冬穀畑で犁耕賦役を3回する。2度目の犁耕で3回。夏穀畑で3回』《*Arat ad ivernaticum perticas VII et dimidiam, ad tramisium V. Facit ad ivernaticum corbadas III. Ad binalia III. Ad tramisium III*》<sup>120)</sup>のごとくであるが、ここでの『2度目の犁耕』が夏前の休閑地での犁耕を指すことは、別の箇所では犁耕賦役の時期として、3月、5月及び10月を挙げている<sup>121)</sup>点からも、間違いはあるまい。こうしてサン・モール領の領主直領地で三年輪作が行われていたことが確実だが、定地賦役についても犁耕賦役についても、労働義務の対象となっている冬穀畑と夏穀畑との面積の記述はかなり錯綜しており、ヘーゲルマンのようにここに発達した三圃制度を見る<sup>122)</sup>前に、その細心な検討が必要であろう。なお、サン・モール明細帳では農民からの現物給付についての記載が少ない

113) Ganshof, *op. cit.*(前注, 109). この史料の問題点については、森本芳樹「サン・ベルタン修道院所領明細帳(844年~859年)をめぐる諸問題」『経済学研究』48・5・6, 1983年, 49-62頁; 49・4・5・6, 1984年, 149-174頁。

114) Derville, *Assolement*(前注, 11), pp. 366-367, 369-370.

115) C. D. Droste (ed.), *Das Polyptichon von Montirender. Kritische Edition und Analyse*, (Trierer Historische Forschungen, 14), Trier 1988. この史料の問題点については、森本芳樹「モンティエランデル修道院土地台帳の分析——『古典荘園制』未発達の1形態——」『経済学研究』37-1~6, 1972年, 209-229頁。

116) Droste, *op. cit.*(前注, 115), cap. 1, 2, 3, 6, 11, 18.

117) *Ibid.*, cap. 1, 4, 7, 11, 14, 18, 28, 32, 34, 35.

118) Hägermann/ Hedwig, *op. cit.*(前注, 93).

119) *Ibid.*, p. 93.

120) *Ibid.*, p. 95.

121) *Ibid.*, p. 94.

122) *Ibid.*, pp. 71-74.

が、穀物としては、小麦が2回と燕麥が2回言及されている<sup>123)</sup>。

4章だけの断簡として伝来しているサン・タマン明細帳(821-872年)は、カロリング期に三年輪作が実践されていたという叙述では最も頻繁に引用される史料<sup>124)</sup>である。それは、ことに領主直領地の描写において、冬穀畑と夏穀畑との面積が等しく、かつ、これらの合計を總面積から差し引くと、残りがまたそれぞれと等しくなり、さらに1章ではその部分が休閑中と明記されているという、三年輪作の理想的な表示を含んでいるからである。その箇所を引用してみるなら、次のようである。『屋敷と他の建物、庭畑地とともに領主直領マンスがある。耕地30ブナリウムを持つ。冬穀畑で10ブナリウムに40モディウスが、夏穀畑で10ブナリウムに60モディウスが播種される。10ブナリウムが休閑している』《est mansus dominicatus cum casa et ceteris aedificiis, cum orto, habens de terra arabili bunaria XXX. Seminantur ad hibernaticum bunaria X, de modiis XL et ad tremissem bunaria X, de modiis LX. Bunaria X interiacent》<sup>125)</sup>。しかもこうした表示が、面積と穀物量の数字を章ごとに変化させているだけではなくて、書式での若干の相違をも含んでおり、現地での調査に基づいた具体性を持っていたと考えてよい。なお農民保有地からは、夏穀を原料とすることが多い麦芽の給付が目立つが、小麦の貢租やビールとパンの納付もあって、冬穀と夏穀とを組み合わせた栽培が行われていたことが確実である。

大規模所領明細帳の一つであるプリュム明細帳<sup>126)</sup>(893年)には、穀物に関する言及も多く、ヒルデブランドはこれをワイセンブルク明細帳と並べて分析している<sup>127)</sup>。その主旨は、やはり冬穀の普及による三年輪作の進出であるが、賦役規定の検討を中心に置き、またプリュム領内部での地理的差異に注意を払っている。私自身も近年この史料に取り組んできているが、穀物栽培についての言及は極めて多様であり、それらを整理して三圃制度の解明に十分に役出たせうに至っていないので、ここでは基礎的な所見を記すにとどめたい。この所領明細帳では、領主直領地の記載は規則的ではないが、それでも10章について播種量による面積表示<sup>128)</sup>があり、その一部は、『そこで秋と春とを通じて400モディウスが播種できる』《ubi potest seminare inter autumnum et ver mod. CCCC》<sup>129)</sup>というように、輪作を示唆する記述となっている。しかしこの史料で三圃制度について最も有用なのは、その詳細な賦役規定である。まず定地賦役の記載は、13世紀での筆写の過程で簡略化されてしまっている<sup>130)</sup>が、それでも各所領にわたって割当地の面積を《iugerum》の数で示すだけでなく、《corvada》あるいは《iornalis》の語で記される犁耕賦役と関連させて書かれている。

《iugerum》と《corvada》との数が微妙に変化するだけではなく、『懇請により(追加された)ヨルナリス』《iornales precatória》<sup>131)</sup>という表現に見られるように、定地賦役ないし犁耕賦役

123) *Ibid.*, pp. 92, 93, 95.

124) Duby, *op. cit.* (前注, 20), p. 81.

125) Hägermann/Hedwig, *op. cit.* (前注, 93), p. 104.

126) I. Schwab (ed.), *Das Prümmer Urbar*, (Rheinische Urbare, 5), Düsseldorf 1983.

127) Hildebrandt, *Historische Feldsysteme* (前注, 10), pp. 110-112, 114, 117, 128-130, 139, 143.

128) Schwab, *op. cit.* (前注, 126), cap. 32, 33, 34, 35, 36, 45, 46, 47, 55, 99.

129) *Ibid.*, pp. 195-196.

130) 森本芳樹「プリュム修道院所領明細帳(893年)の史料批判をめぐる二つの問題」『経済学研究』48-1, 1982年, 11-14頁。

131) Schwab, *op. cit.* (前注, 126), pp. 245-246.

の増徴に関わると思われる記載もあり、これらを一括して犁耕賦役とした上で、それらの回数が3ないしその倍数であることにだけ注意するヒルデブランドの議論<sup>132)</sup>は、到底この材料を生かききっていない。次に、この所領明細帳が特に詳細に記している重量運搬賦役<sup>133)</sup>は、穀物を最も重要な対象としているが、それを《annona》という一般的な語で示すことが多いにしても、12章で運搬対象としての穀物種類を特定している<sup>134)</sup>。そこでは、燕麦に重心のあるアルデンヌの諸所領を除いて、冬穀が主となっている。さらに、穀物に関する賦役労働として脱穀が3章<sup>135)</sup>で登場するが、ある所領ではスペルトカライ麦、別の所領では麦芽の原料となる燕麦、そしてもう一つの所領では《annona》が対象となっている。また、15日間連続した季節的賦役である『十五夜』《XV noctes》の時期を定める際に、聖マルティヌスの祝日(=11月11日)、2月と並んで5月が挙げられることが多く<sup>136)</sup>、これが休閑地の犁耕と関係していた可能性もある。ところでプリュム明細帳は、農民による穀物給付をも16章<sup>137)</sup>で記載しており、ここから農民保有地での状況を推定できるが、ここでは全体としては冬穀と夏穀とが拮抗しているものの、アルデンヌの諸所領では燕麦が、ライン中流地域の諸所領ではライ麦が優越するという、地理的な差異も目立っている。以上のような素材をさ

らに検討して、9世紀末プリュム領全体での三圃制度の状況を整理した形で示すことを、今後の課題としたいが、そこでは、この所領明細帳に備わった年代的な複層性は殆ど利用できる見込みはないものの、プリュム領の広い地理的分布を活用して、輪作の地域差をなにごし解明できることが期待される。

さらにもう一つ検討に値する所領明細帳として、ライン東岸のルール地方を中心にした一帯に分布する広大な土地を記載している、ヴェルデン修道院のそれがある。というのもヒルデブランドが、夏穀優越の中での冬穀の進出による三年輪作の普及というその見解を、この史料によっても補強しようとしているからである<sup>138)</sup>。ヴェルデン修道院の所領明細帳は数次にわたる作成によっているが、編者ケチュケによる綿密な史料批判によると、当初のものは9世紀最末期から10世紀当初に属しており、かつ、その中に4層が区別できるという<sup>139)</sup>。そこに記載されている修道院所有地は、例外的にしか二分制所領に組織されておらず、圧倒的に貢租地から成っている。貢租として通例なのは、穀物(麦芽と粉を含む)・貨幣・蜂蜜の組み合わせであり、

132) Hildebrandt, *Historische Feldsysteme* (前注, 10), pp. 111-112, 128.

133) 森本芳樹「9世紀西欧農村の都市形成力に関する考察——プリュム修道院所領明細帳を主たる素材として——」森本芳樹編著『西欧中世における都市=農村関係の研究』九州大学出版会, 1988年, 98-120頁。

134) Schwab, *op. cit.* (前注, 126), cap. 6, 7, 8, 10, 22, 33, 45, 46, 47, 48, 52, 53.

135) *Ibid.*, cap. 55, 114, 117.

136) *Ibid.*, cap. 21, 46, 47, 113, 114, 116.

137) *Ibid.*, cap. 16, 25, 32, 44, 45, 46, 47, 52, 54, 76, 86, 96, 98, 103, 112, 114.

138) Hildebrandt, *Historische Feldsysteme* (前注, 10), pp. 133-134. 厳密には、この所領明細帳はロワール・ライン間地域の外側で作成されているが、そこからの距離はそれほど大きくはなく、また、一般にカロリング期所領明細帳の一つとして扱われているので、ここで考察の対象としてよいであろう。この史料を使った最新の論文としては、H.-W. Goetz, *Die Grundherrschaft des Klosters Werden und die Siedlungsstrukturen im Rhurgebiet im frühen und hohen Mittelalter*, in F. Seibt (ed.), *Vergessene Zeiten. Mittelalter in Ruhrgebiet*, II, Essen 1990, pp. 80-88がある。

139) R. Köttschke (ed.), *Die Urbare der Klöster Werden und Helmstedt in den Zeiten ausgedehntesten Grundbesitzes vom 9.-13. Jahrhundert*, (Rheinische Urbare, 2), Bonn 1906, pp. 4-87, CIX-CXXII.

この穀物の中では、小麦が若干ある他は、ライ麦、大麦及び燕麦が頻出している。麦芽が大麦ないし燕麦という夏穀を原料としたと思われる記述があるが、粉はそれと対比すれば冬穀のものだったのであろうか。興味深いのは、大半の章では貢租として複数の穀物種類が混交しているが、冬穀あるいは夏穀が圧倒的に優勢な章がいくつか見られることである<sup>140)</sup>。ヒルデブランドによれば、夏穀栽培が優越していた古い耕作状況と対応して、最古の層では小地域の特性によって特定穀物での貢租が章ごとに現れるのに対して、大麦による貢租は900年以降の層に登場しており、大麦を等価物として貢租額を统一的に定めた上で、実際に栽培された穀物による支払を許容していたという。冬穀の進出に伴って生じつつあった栽培穀物の変動に、領主はこうした柔軟な制度によって対応したというのである<sup>141)</sup>。しかしながら、大麦が他の穀物の価値を量る標準であったという証拠は、この史料の文言には全くない。この点でヒルデブランドが引用する大麦の等価物機能の証拠は、『他の物で支払う』《in alio solvit》/《solvit in aliis》、あるいは『できる物で(支払う)』《in quo potest》<sup>142)</sup>との記述であるが、前者はもともと規定されていた燕麦納付が、実際には『他の物で支払われた』とする訂正的な追加記載であり、後者は必ず貨幣支払規定に続く文言で、貨幣の等価物機能を示しているのである。また、新しい諸層での大麦貢租への統一も、約30章のうち僅かに2章で見られるのみであり、かつ、冬穀貢租に統一されている2章は、最古の層とその年代層に

属していて、しかも同じ地帯での所有地を記載している<sup>143)</sup>。こうした点を考慮すると、ヒルデブランドの論証は全然成功していないと言わざるをえない。諸章の年代規定のみならず、それぞれに記載された所領の地理的位置を考慮して、なお綿密に検討する必要がある。

## VI 結論

ワイセンブルク明細帳の分析から問題点を析出し、輪作形態の年代的展開についてはサン・レミ明細帳とロップ明細帳とを、定地賦役と三圃制度との関連についてはサン・ジェルマン明細帳とサン・レミ明細帳とを検討し、さらにロワール・ライン間地域の他の所領明細帳を一瞥して、重要な問題点の取りこぼしが無いことを確認した上で、カロリング期所領明細帳からの三圃制度に関する所見を、以下の2点にまとめておきたい。

第1に、三年輪作が所領明細帳に描写された土地でかなり行われていたことは確実であるが、その普及の程度はなお限られ、また、冬穀と夏穀との均衡という発達した形態に必ずしも達してはいなかった。けれどもそうした三年輪作が、発達と普及との過程を辿っていたことも確実である。この点では、現在のヨーロッパ学界での対立する論者のうちで、9世紀に三圃制度の確立を見るデルヴィルよりは、その中世初期における普及と中世盛期における確立を考えるヒルデブランドに組みしたい。そして、デルヴィルの仕事については、ここで以下の点を指摘しておこう。まず、それは中世盛期以降の濃密な史料から出発して、中世初期における発達した三

140) Köttschke, *op. cit.* (前注, 139), pp. 28-32(夏穀); 35-39(冬穀); 65-67(冬穀); 81-82(夏穀).

141) Hildebrandt, *Historische Feldsysteme* (前注, 10), p. 133.

142) Köttschke, *op. cit.* (前注, 139), pp. 60-64.

143) 前注(140)を見よ。

圃制度の存在という要請に至っており、これを支えるために中世初期そのものから引用される史料は、それほど厚くないこと。すなわち、かかるものとしては、サン・タマン明細帳、サン・ベルタン明細帳、及び王領地アナップの目録<sup>144)</sup>とがあるが、前述したように、サン・ベルタン明細帳には三年輪作の直接の言及はなく、アナップの目録についてのデルヴィルの新しい仮説<sup>145)</sup>は、三年輪作を読み取る方向に一步進めることは確かでも、この史料の解釈をめぐる長い論争を一気に解決しようとは思われない。従ってデルヴィルの判断は、領主直領地での三年輪作を例外的と言えるほどに理想的に表示している、サン・タマン明細帳に大きく依存している

144) Brühl (ed.), *Capitulare de villis* (前注, 111), pp. 52-55.

145) 『明細帳範例』《Brevium Exempla》の第3部を成すこの史料では、領主屋敷の財産目録が詳細で、その中には穀物在庫が含まれており、しかもかなりの頻度ですでに播種された穀物の量が種類ごとに記載されている。戦前から続いている議論では、当初こうした記載は主として耕地面積の算定に用いられ、王領地規模をめぐる論争の一環をなしていた。デュビイが同じ材料から収穫率(収穫量/播種量)を2に近い低い値に算定し、中世初期農業生産力の低位性の有力な証拠としたのは、そうした蓄積の上に立ってのことである。Duby, *op. cit.* (前注, 20), p. 85. それ以来、この史料からの収穫率の計算をめぐる多彩な論争があったが、最近の論調では、これらの数字から確実な結論を引き出すのは困難であるとする方向を取っている。森本芳樹「荘園制の諸側面」(前注, 2), 64頁を見よ。デルヴィルによる新しい仮説は、この目録でスペルト麦と並んで大量に記載されている大麦に関わっている。すなわち、デュビイはこの目録が当時の慣行に従って冬期に作成されたことを前提に、ここにすでに播種されたとして記載されている大麦を、秋蒔きの冬穀であるとする。そして、そこから王領地アナップでは冬穀栽培が支配的で、三年輪作は発達していないという重要な結論を出したのであった。Ibid., pp. 82-83. これに対して、『播種した』《seminavit》という文言の穀物種類による有無に注意したデルヴィルは、現地調査がむしろ春蒔きの時期に行われたと考え、その時点で播種されていた大麦は夏穀であるとして、アナップでは冬穀畑と夏穀畑とが均衡しており、この所領の耕地面積を考慮すると、これらとそれほど変わらない面積の休閑地も確保できて、発達した三圃制度が行われていたと結論するのである。Derville, *Assolement* (前注, 11), pp. 367-369.

ことになる。さらに、デルヴィルの中世初期についての論証が成功していると認めた場合でも、今度はその仕事の舞台となっているフランス北部が、三年輪作に関しては先進地帯ではなかったか、そうであるならば、どれほどの範囲で、また他の地域とのどれほどの落差をもってそうであったかを、問う必要がある。本稿では、地理的差異について年代的变化ほどの注意を払うことができなかったが、三圃制度の問題をめぐる所領明細帳の活用には、中世初期ロワール・ライン間内部での地域差を描き出す努力が含まれなければならないことは、言うまでもあるまい。

このように、カロリング期所領明細帳ではなお三圃制度が未確立であるとする点で、私はヒルデブラントに左袒するが、普及しつつあった三年輪作の先行形態に関しては、夏穀が優先的に栽培されていたというその見解を拒否せざるをえない。年代的展開を追跡できる所領明細帳からは、三年輪作の普及がむしろ、冬穀優越の状況の中で進行したことが読み取れるからである。ここで、今度はヒルデブラントの学説をめぐる、以下の指摘をしておきたい。

まず、当初における夏穀の優越というヒルデブラントの判断は、古生物学の研究成果に多くを負っている。この分野での最近の発展は著しく、主として考古学的調査からもたらされる穀物遺物の検討と、堆積花粉の分析<sup>146)</sup>を主たる手段として、多くの新しい知見を積み上げているようである<sup>147)</sup>。しかしながらその材料は、ロワ

146) この研究技法の概観としては、R. Noël, *Les dépôts de pollens fossiles*, (Typologie des sources du Moyen Age occidental, 5), Turnhout 1972; *Mise à jour*, 1985.

147) ドイツについてのその集大成として、U. Körber-Grohne, *Nutzpflanzen in Deutschland. Kulturgeschichte und Biologie*, Stuttgart 1988.

ール・ライン間よりもむしろその東北方に多いようで、また中世初期に限定されない長い年代幅から取られており、三年輪作以前での夏穀優越という所見も、本稿の素材となったカロリング期所領明細帳とは、地理的・年代的ずれを示していると思われる。試みに、中・北欧古学研究委員会のゲッチングン・シリーズで『耕地』に当てられた巻<sup>148)</sup>を見ると、穀作に直接関わる3論文がある。まず、栽培穀物を扱ったウィラーディングは、中世初期におけるライ麦の進出の意味を強調しながら、それ以前にも冬穀の栽培は行われてはいたが、むしろ長期にわたって夏穀が支配的だったとしている。けれどもその資料は、ドイツとその東ないし北に集中していて、フランスとベルギーからは取られていない<sup>149)</sup>。次に、こうしたライ麦進出を具体的に描いているペーレの場合にも、やはり先行形態を夏穀中心の穀作としている。しかしこれは、中世初期から盛期にかけてエムス河からウェザー河までのドイツ西北部で普及した、芝土による客土でライ麦の連続栽培を可能とする農法(→ Plaggenwirtschaft)をめぐるとの研究である<sup>150)</sup>。最後に、耕地用益システムをテーマとしたイエーガーは、近世における耕地用益の描写を活用しているが、そこから当初の状況を推定して、スカンディナヴィアを含む北方で夏穀が

優勢であったのに対して、より南ではむしろ冬穀が支配していたと考えている<sup>151)</sup>。加えて、テューリンゲン北部の中世初期に至る開発を描いたグリンクムート・ダルマー／ランゲの論文を見ると、資料に恵まれた1定住地について、堆積花粉分析によって跡づけられた植生変動が、紀元前7世紀からごく最近まで図示されている。そこでは中世初期におけるライ麦の進出は著しいが、それ以前については夏穀優勢と読み取ることができるのである<sup>152)</sup>。

これらの仕事と対比して、カロリング期に限定した最近の古生物学的調査を見てみると、所領明細帳の本場については、サン・ドニ修道院に属するパリ地方の3定住地を検討したガダニャンの成果がある。ここでは、小麦、ライ麦、大麦、及び燕麦がそれぞれ相当な比重で検出されているが、冬穀畑と夏穀畑との間で特有の選好を示す雑草の分布からは、おそらく三年輪作が実践されていたが、夏穀がむしろ追加的な作物だった可能性が大きいとされている<sup>153)</sup>。また、ライン河より少し北方のコルトウェイクについての調査から材料を取った、オランダの考古学者による『カロリング期村落での農場生活』では、三年輪作には至っていないこの地帯にも多種の穀物が検出されているが、典型的なのはライ麦を基本とする「内畑・外畑制度」infield-

148) Beck/Denecke/Jankuhn, *Untersuchungen zur Flur. Bericht über die Kolloquien der Kommission für die Altertumskunde Mittel- und Nordeuropas in den Jahren 1975 und 1976* (前注, 15).

149) U. Willerding, Anbaufrüchte der Eisenzeit und des frühen Mittelalters, ihre Anbauformen, Standortverhältnisse und Erntemethoden, in *Ibid.*, II, pp. 126-196.

150) K. E. Behre, Zur mittelalterlichen Plaggenwirtschaft in Nordwestdeutschland und angrenzenden Gebieten nach botanischen Untersuchungen, in *Ibid.*, II, pp. 30-44.

151) Jäger, art.cit. (前注, 15).

152) E. Gringmuth-Dallmer/E. Lange, Untersuchungen zur frühgeschichtlichen Siedlungs- und Wirtschaftsentwicklung im nördlichen Thüringer Becken, in *Zeitschrift für Archäologie*, 22, 1988, p. 86.

153) R. Guadagnin (ed.), *Un village au temps de Charlemagne. Moines et paysans de l'abbaye de Saint-Denis du VII<sup>e</sup> siècle à l'an mil*, Paris 1988, pp. 196-197, 202-218.

154) W. Groenman-van Waateringe/L. H. van Wijngaarden-Bakker (ed.), *Farm life in a Carolingian village. A model based on botanical and zoological data from an excavated site*, Assen/Maastricht 1988.

outfield system だったという。

このように見てくると、本稿が浮き彫りにした冬穀優越の中での夏穀の進出による三年輪作の展開は、9世紀という限られた時期について、ロワール・ライン間の大所領を場として実証されているのであって、その歴史的な位置づけをより大きな年代的・地理的範囲で確定していくのは、今後の課題である。当然そこでは、小麦を中心とする冬穀の二年輪作を基本としたローマ的な農法<sup>155)</sup>が、中世初期における大土地所有での農業でどれほどの影響を持っていたかが、一つの重要な論点となろうが、それは中世初期荘園制の起源の問題<sup>156)</sup>と重なってくるだけに、興味深い手がかりとなるであろう。従来、三圃制度の先行形態として、フランス学界では冬穀の二年輪作を挙げる<sup>157)</sup>のに対して、ドイツ学界では通例「穀草式農法」Feldgraswirtschaftが指摘されてきた<sup>158)</sup>。そこには、それぞれでの研究対象の地理的な位置の差が反映されていることは確実だが、本稿の検討からも、この点につい

てさらに詳細な検討が期待されるのである<sup>159)</sup>。

第2に、中世初期の西欧農村では、定地賦役地が三圃制度についての先進的な区域を形作っていたと思われる。それは、冬穀と夏穀とによる均衡のとれた三年輪作に関して確実であるばかりでなく、帯形地条の混在という耕地形態についても、限られた史料からではあるが推測されることができた。従来の三圃制度研究においては、所領明細帳の定地賦役を描いている文言を、定地賦役についての問題関心なしに、犁耕賦役の規定として扱ってきたのであって、定地賦役と三圃制度との関連という所見が含みうる奥行き深い問題点を、全く見落としていたのである。

そもそも定地賦役とは、領主直領地の特定部分が個別農民に割り当てられ、そこでの全農業行程がその農民によって遂行された上で、収穫が領主の倉に運ばれるという特異な制度であり、農民が割当地を自己の保有地の延長と見なして自主的に耕作するという意味で、農民の自立性を最もよく反映した賦役労働の形態であった。従って、定地賦役の対象として割り当てられた土地は、領主直領地の中で農民的性格を最も強く示している部分のはずであって、まさにそのような土地が三圃制度での先進区域であることは、意味深長と言わねばならない。すなわち、

155) ローマ末期ガリアでの穀物栽培については、A. Ferdière, *Les campagnes en Gaule romaine*, II, *Les techniques et les productions rurales en Gaule* (52 av. J. -C. - 486. ap. J. -C.), Paris 1988, pp. 41-42, 61-84を見よ。

156) 最近著しく発達した西欧中世初期荘園制の研究の中で、そのローマ末期大所領との直接的連続は否定されているものの、ローマの要素とゲルマン的要素の混交については様々な論議があり、その一端は、森本芳樹『諸問題』(前注, 14), 319-326頁; 同『西欧中世初期農村史研究の最近の成果と課題』『経済学研究』52-1~4, 1987年, 304-305頁に紹介されている。

157) Faucher, art. cit. (前注, 5), pp. 10-13; Duby, *op. cit.* (前注, 20), pp. 83, 174-175.

158) W. Abel, *Landwirtschaft* 500-900, in H. Aubin/W. Zorn (ed.), *Handbuch der deutschen Wirtschafts- und Sozialgeschichte*, I, Stuttgart 1971, pp. 95-96; W. Rösener, *Dreifelderwirtschaft* (前注, 7), col.1387; D. Hägerman, *Technik im frühen Mittelalter zwischen 500 und 1000*, in D. Hägerman/H. Schneider (ed.), *Landbau und Handwerk 750 v. Chr. bis 1000 n. Chr.*, (Propylän Technikgeschichte, 1), Berlin 1991, pp. 392-397.

159) こうした検討のために、ロワール・ライン間以外でカロリング期に作成された所領明細帳が、材料を与えてくれる可能性は大きい。現在研究が緒についているイタリアの所領明細帳(その集成が、A. Castagnetti/M. Luzzati/G. Pasquali/A. Vasina (ed.), *Inventari altomedievali di terre, coloni et redditi*, Roma 1979) について、私には発言する用意がないが、そこから材料を取っている G. Pasquali, *Problemi dell' approvvigionamento alimentare nell' ambito del sistema curtense*, in *Archeologia medievale*, 8, 1981, pp. 93-116などを見ると、穀物栽培についての文言の整理が、有力な情報を与えてくれそうである。

従来中世初期の三圃制度についての議論は、領主直領地と農民保有地との一括的な区別の上になたて、この時期に実践されていたのは前者での三年輪作にすぎないとする見解<sup>160)</sup>と、農民保有地を主体とする耕地区域に領主直領地も混在させられて、共同体的な三圃制度が実践されていたという見方<sup>161)</sup>とが、対立していた。そこに、領主直領地の中で農民の自立性が最もよく浸透している区域こそが、三圃制度が典型的に行われていた場だとする本稿の主張が持ち込まれれば、よりきめ細かい議論が必要となってくるのであって、現在のところその方向は二つ考えられる。一つは、中世初期耕地の多様な組成の解明である。前述(本稿IV)のように、所領明細帳での賦役労働規定から見ただけでも、領主直領地のうちには複数の区域があって異なった耕作方法によっていたようである。この点の検討から、三圃制度の展開についてさらに新たな所見が期待できる。そしてそれは、現在中世初期農村史をめぐる提起されている次の問題関心とも、密接に関連している。すなわち、農村史を開墾を軸とする開発の歴史として見すぎてきた傾向への反省として、穀物栽培以外の食料獲得のための多様な営為に注意し、ことに中世初期については、庭畑地や葡萄畑の集約的耕作を一方の極に置き、森林の粗放な利用を他方の極に置いて、定住領域の多彩なあり方を再構成して、この時期の農村生活の特質を規定しようとするものである<sup>162)</sup>。他の一つは、三圃制度

の展開における領主と農民共同体とのそれぞれの寄与の評価である。領主直領地のうちで農民が自主的に賦役労働をする区域で三年輪作が発達していたのなら、農民は比較的容易にこれを習得して、自己の保有地に適用することができたであろう。また、独立農民が領主的支配に取り込まれた当初に、定地賦役を課されることが多かったとされている<sup>163)</sup>が、そうなる定地賦役地での三圃制度も、独立農民の領域で予め普及していた可能性がかなりある。こうした事実を考えても、三圃制度を農民共同体あるいは領主の一方による作品だとすることは、到底できないであろう。そして、この点をさらに検討していけば、現在の中世社会・経済史研究で進行している、領主制説と共同体説との二分論的対立への反省<sup>164)</sup>に、有力な材料を提供することができることになろう。

以上のように、所領明細帳の検討から西欧中世初期における三圃制度について二つの所見を挙げ、それぞれが今後の研究展望で大きな意味を持ちうることを示唆してきた。最後に、所領明細帳のさらに綿密な分析は有意義であろうが、本稿のテーマをさらに深めていくためには、素材をより広く求めていかなければならないことを強調して終わりたい。その際すぐに考えられる分野が二つある。第1は、中世盛期以降の素材からの遡及による地誌的検討である。かつてペランとド・サン・ジャコブは、近世の耕地図

160) Duby, *op. cit.* (前注, 20), pp. 81-82; Hildebrandt, *Zelgenproblem* (前注, 16). なお、シュレーダー・レンプケが三圃制度の起源を西南ドイツに求める議論では、カロリング期北フランスでの三年輪作を領主直領地に限定している。Schröder-Lembke, *Flurform* (前注, 13).

161) Schröder-Lembke, *Zelgenproblem* (前注, 12), pp. 46-47; Staab, *op. cit.* (前注, 15), pp. 280-286.

162) 森本芳樹「荘園制の諸側面」(前注, 2), 65-66頁。

163) F.-L. Ganshof, *Quelques aspects principaux de la vie économique dans la monarchie franque*, in *Caratteri del secolo VII in Occidente*, (Settimane, 5), Spolot 86; A. Verhulst, *La genèse du régime domanial classique en France au haut Moyen Age*, in *Agricoltura* (前注, 12), pp. 146, 154.

164) 森本芳樹「西欧中世初期都市共同体論の可能性」比較都市史研究会編『都市と共同体』名著出版, 1991年, 1-20頁; 同「西洋中世の都市=農村関係」社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望』有斐閣, 1992年, 197-200頁。

や中世後期の地名などを材料とした研究で、それぞれロレーヌとブルゴーニュでの定地賦役地の地誌的配置を検討した<sup>165)</sup>。近年にも続けられている同様の手法による研究は、定地賦役地には直接には関係していないが、さらに作業が綿密になれば、三圃制度についても何らかの材料を提供してくれると期待できる<sup>166)</sup>。第2は、所領明細帳以外の文献史料、ことに荘園制の形成に関わる文書史料の精査である。ここですぐに想起されるのが、前述のシュレーダー・レンプケを始めとして、中世初期に三圃制度の成立を見る論者がしばしば引用するサン・ガレン修道

院の寄進帳<sup>167)</sup>である。私がこの史料集の予備調査を試みたところ、ここから三圃制度の耕地区域成立の証拠として使われている文言の多くは、ほぼ確実に定地賦役に関連しており、この賦役労働が寄進者による修道院への新たな義務として規定される際に、しばしば領主と農民との関係について、時には両者の土地の地誌的位置についても、興味深い言及を含んでいるのである。サン・ガレンのものほどの情報量をそれらのすべてに求めることはできなくとも、寄進状に代表される土地取引文書も、本稿で用いた視角に活用するならば、中世初期の三圃制度の動向に有力な材料を提供してくれるに違いないのである。

165) Perrin, art. cit. (前注, 84), p. 640 ; P. de Saint-Jacob, Recherches sur la structure terrienne de la seigneurie, in *Géographie et histoire agraire*, (Annles de l'Est, Mémoire 21), Nancy 1959, pp. 426-430.

166) 最近5年間の研究成果の中には、次のような論文がある。H. -J. Nitz, Settlement structures and settlement systems of Frankish central state in Carolingian and Ottonian times, in *Anglo-Saxon settlements* (前注, 10), pp. 249-273; Id., Siedlungsstrukturen der königlichen und adeligen Grundherrschaft der Karolingerzeit—der Beitrag der historischen-genetischen Siedlungsgeographie, in *Strukturen* (前注, 111), pp. 411-482; E. Thoen, Een model voor integratie van historische geografie en economische structuren in Binnen-Vlaanderen. De historische evolutie van het landschap in de Leiestreek tussen Kortrijk en Gent tijdens de Middeleeuwen, in *Heemkring Scheldeveld*, 19, 1990, pp. 5-34.

167) H. Wartmann (ed.), *Urkundenbuch der Abtei Sankt-Gallen*, I, (700-840), Zürich 1863 ; II (840-920), Zürich 1866. なお、サン・ガレン文書のうち800年以前のもは、A. Bruckner/R. Marichal (ed.), *Chartae latinae antiquiores*, I (Switzerland : Basle-St. Gall), Olten/Lausanne 1954 ; II (Switzerland : St. Gall-Zurich), Olten/Lausanne 1956にも収録されている。